

刑事訴訟法判例集

松田岳士・宮木康博 編著

担当編集から 刑事訴訟法の重要判例をまとめた新しい判例集のご紹介です。

「事実の概要・判決（決定）理由・コメント」の3要素で、全200件の（裁）判例を解説しました。「事実の概要」ではその内容の理解に必要な最低限の紹介を、「判決（決定）理由」では見出しに掲げた論点と密接にかかわる部分のみを厳選して抜粋・引用をすることで、判決・決定の要点を確実におさえられるようにしています。

また、判例が示す解釈の意義や判例相互の関係を理解するためには、関連する刑事手続制度や規範についての知識が不可欠です。それぞれの章の冒頭には、制度や規範の内容・趣旨についても解説を付しています。

初めて学ぶ人にも、さらに学びを深めたい人にも、おすすめの一冊になりました。本書が、みなさまの「裁判例を読み込む力をつける」お手伝いをできれば幸いです。（1）

刑事訴訟法判例集

Judicial Precedents on Criminal Procedure

松田岳士・宮木康博 編著

裁判例を
読み込む
力をつける

刑事訴訟法の重要な裁判例を取り上げ、その意義や射程についての丁寧な解説を施した基本判例集。各章冒頭で分野を概観し、刑事訴訟法の基礎を学ぶとともに、裁判例を読み込む力を磨くための一冊。刑事訴訟法を初めて学ぶ人へ、そしてさらに学びを深めたい人へ。

有斐閣



BOOK INFORMATION

レベル - 用途 - 対象 -
中級 学習 学部 LS

2023年9月発売 / 498頁 / 定価3850円(税込)
A5判 / 並製

Point 事実の概要・判決（決定）理由・コメントの3段構成で判例を解説。

<p>第2章 捜査に関する一般規範</p> <p>2-3 強制処分相当性、法律の根拠規定の存否 ——宅配便荷物内部のエクسس線検査</p> <p>最決平成21年9月28日〔上告案〕 刑集63巻7号868頁 評釈：裁判例解題平成21年度371頁、百選10版29事件</p> <p>【事実の概要】 警察官らは、犯罪捜査の確保で大阪の有限会社Aの内閣捜査を行い、A社関係者が東京の暴力団関係者から宅配便により盗難品を仕入れていた疑いが生じたことから、宅配便業者の営業所に対し、A社営業所に係る荷物の配達状況について照会等をしたところ、同営業所には期間のうち多数の荷物が届けられており、伝票の一部に不審な記載のあること等が判明した。そこで、警察官らは、同営業所に配達される予定の宅配便荷物のうち不審なものを出ししてその内容を把握する必要があると考え、営業所の長に協力を求めたところ承認が得られたので（荷送人や荷受人の承諾を得ていない）、約2か月の間、5回にわたり、同営業所に配達される予定の宅配便荷物各1個を同営業所から借り受けたり、同営業所内大庫奥間においてエクسس線検査を行った。</p> <p>【決定理由】 「本件エクسس線検査は、荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送態様下にある荷物について、捜査機関が、捜査目的を達成するため、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、これに外部からエクسس線を照射して内容物の写影を撮影したものであるが、その照射によって荷物の内容物の形状や材質をうかがい知ることができると、内容物によってはその品目等を相当程度具体的に特定することも可能である。荷送人や荷受人の内容物に対するプライバシー等を大きく侵害するものであるから、検証としての性質を有する強制処分相当のものとして解される。そして、本件エクسس線検査については検証許可状の発行を得ることが可能だったのであって、検証許可状を得ることなくこれを行った本件エクسس線検査は、違法であるといえるべきである。」</p> <p>【コメント】 本決定が、本件エクسس線検査について、「検証としての性質を有する強制処分相当のもの」と明示した点については、①強制処分相当であるが、②「検証」に該当するための根拠規定はあるという意味に解することができよう（実際、本決定が本件エク</p>	<p>2-4</p> <p>ス線検査を違法とする理由は、根拠規定がないことではなく、「検証許可状によることなく」行った点に求められている。</p> <p>では、①および②の判断の根拠は何処に求められるか、2・2・4との整合性も考慮に入ると、「荷送人や荷受人の承諾を得ることなく」その「内容物に対するプライバシー等を大きく侵害する」点が、①の判断の根拠とされ（その際、本決定は、エクسس線検査が、「内容物によってはその品目等を相当程度具体的に特定することも可能」とするものであることも問題としていることからすれば、荷物の内部を「個人の私的領域」とみて、内容物を把握するためにエクسس線検査を行うことは、実際にそこらごとのような情報が得られたかにかかわらず、それ自体、同領域への実質的侵入に当たると判断しているものと考えられる。また、「外部からエクسس線を照射して内容物の写影を撮影した」点（「五官の作用によって対象の存在、性質、状態、内容等を認識、保全する」ことを内容とする行為である点）が、②の判断の根拠とされているものと解される。</p> <p>2-4 強制処分相当性、法律の根拠規定の存否——GPS捜査</p> <p>最判平成29年3月15日〔上告案〕 刑集71巻3号13頁（GPS捜査事件） 評釈：百選10版30事件</p> <p>【事実の概要】 警察官らは、X（被告）が複数の共犯者と犯したと疑われていた窃盗事件に関し、組織性の有無、組織や組織内におけるXの役割を含む犯行の全容を解明するための捜査の一環として、約6か月の間、X、共犯者ほか、Xの知人女性も使用する潜在的な自動車を合計19台に、同人らの承諾なく、かつ、令状を取得することなく、GPS端末を取り付けたり、その所在を検査して移動状況を把握するという方法による「GPS捜査」を実施した。</p> <p>【判決理由】 「(1) GPS捜査は、対象車両の時々々々の位置情報を検索し、把握すべく行われるものであるが、その性質上、公道を走るもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする。このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害</p>
--	---

詳細は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

